

○男鹿地区消防一部事務組合建設工事等入札制度実施要綱

平成15年9月1日

要綱第1号

改正 平成17年3月22日 要綱第1号

平成18年3月20日 要綱第1号

平成27年4月27日 要綱第1号

令和2年4月1日 訓令第3号

令和5年2月22日 訓令第1号

(目的)

第1条 この要綱は、男鹿地区消防一部事務組合が発注する建設工事および物件の買入れ（以下「工事等」という。）の指名競争入札（以下「入札」という。）について必要な事項を定め、入札制度の円滑な運用を図ることを目的とする。

(資格審査)

第2条 管理者は、入札に参加をしようとする者（以下「申請者」という。）について、工事等の種類ごとに入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）を行うものとする。

2 資格審査は、2年に1回定期の審査を行うものとし、中間年に追加の審査を行うものとする。

3 次の事項に掲げる者については、資格審査を行わないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項の規定に該当する者

(2) 建設工事の申請者にあつては、資格審査を行う年度の10月1日に、建設業法（以下「法」という。）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていない者

(3) 建設工事の申請者にあつては、法第27条の23第1項の規定による経営に関する事項の審査を受けていない者

(4) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者

(資格審査の項目)

第3条 資格審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 客観的事項（経営事項審査の審査項目）

ア 経営規模

イ 経営状況

ウ 技術力

エ その他の審査項目

(2) 主観的事項

ア 有資格技術者の保有状況

イ 販売、施工実績

- ウ 自己資本額
- エ 納税の状況
- オ 指名停止等の状況
- カ 営業内容

2 前項の資格審査項目に係る審査基準は、別に定める。
(資格審査の申請)

第4条 管理者は、申請者に対し一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出させるものとする。

- 2 申請書の受付期間は、原則として受付する年の1月10日から3月15日までとし、申請書及び添付書類の提出部数は1部とする。
- 3 申請書の提出先は、男鹿地区消防本部総務課とする。

(工事等業者名簿登載)

第5条 管理者は、資格審査を行った結果、入札参加資格があると認められる者について、工事等業者名簿に登載するものとする。

(資格審査結果の通知)

第6条 管理者は、資格審査の結果を申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 管理者は、工事等業者に次の事項について変更があった場合及び工事等業者が廃業した場合には、すみやかに届出させるものとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 法人の代表者又は個人事業主の氏名
- (3) 契約等を委任されている者の氏名
- (4) 住所又は所在地
- (5) 電話番号

(工事等業者の取消し等)

第8条 管理者は、工事等業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、工事等業者名簿登載を取消しすることができるものとする。

- (1) 建設業の許可を失った者
 - (2) 第2条第3項第1号又は第4号に該当した者
 - (3) 工事等業者名簿登載の取消しの申し出があった者
- 2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者については、名簿登載の取消しを行うことができるものとする。
- (1) 虚偽の申請等を行った者
 - (2) 虚偽の申請等に協力した者

(資格審査委員会の設置)

第9条 資格審査について審議するため、工事等業者資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）を置く。

第 10 条 資格審査委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は消防長、副委員長は消防次長をもって充てる。
- (2) 委員として消防本部においては、総務課長、警防課長、予防課長、通信指令課長及び救急課長、消防署においては消防署長、副署長とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時に委員の数を増やすことができる。

(委員長)

第 11 条 委員長は、会務を総理する。委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する

(資格審査委員会の会議)

第 12 条 資格審査委員会は委員長が招集する。

- 2 資格審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 資格審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(指名の基準)

第 13 条 契約権者は、男鹿地区消防一部事務組合若しくは男鹿地区消防一部事務組合を組織する、男鹿市、潟上市又は大潟村（以下「組合市村」という。）の工事等業者名簿に登載された者のうちから指名するものとする。

- 2 契約権者は、工事等業者名簿登載のうちから、5人以上を指名するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札に付する工事等業者名簿登載以外の者から指名することができる。
 - (1) 災害等により緊急を要する工事
 - (2) 特別の施設又は技術を要する工事
 - (3) 入札に付する工事等業者名簿登載された者の数がきわめて少ない場合。
- 4 指名にあたっては、組合市村の業者育成のため、組合市村の業者を優先するものとする。
- 5 組合市村の業者以外の指名は、組合市村の業者で工事又は物件の買入れが困難であると認められるとき、又は組合市村の業者のみでは有効競争に必要な指名業者数を確保することができない工事又は物件の買入れについて行うものとする。
- 6 指名においては、次の事項に留意しなければならない。
 - (1) 建設業許可の状況
 - (2) 信用度
 - (3) 手持工事及び物件の納入実績の状況
 - (4) 当該工事及び物件の納入等の地理的状況
 - (5) 技術者の状況
 - (6) 技術的適性

- (7) 機械器具の保有状況
- (8) 安全管理の状況
- (9) 労働福祉の状況
- (10) その他

(指名審査委員会の設置)

第14条 指名業者の選定等について審議するため、工事等業者指名審査委員会（以下「指名審査委員会」という。）を置く。

2 指名審査委員会は、次の事項を審査するものとする。

(1) 指名競争入札に参加させる者の選定

ア 請負対応額130万円以上の工事

イ 1件の金額が80万円以上の物件の買入れ

(2) その他の工事及び物件の買入れの執行について必要と認める事項。

3 指名審査委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 委員長は消防長、副委員長は消防次長をもって充てる。

(2) 委員として消防本部においては、総務課長、警防課長、予防課長、通信指令課長及び救急課長、消防署においては消防署長、副署長とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時に委員の数を増やすことができる。

4 第11条の規定は、指名審査委員会について準用する。

第15条 指名審査委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 第12条第2項及び第3項の規定は、指名審査委員会について準用する。

(指名停止)

第16条 管理者は、工事等業者が男鹿地区消防一部事務組合建設工事等入札参加者指名停止基準に該当する場合は、指名審査委員会の審議を経て、当該工事等業者に対し、2週間以上24ヶ月以内の期間を定めて指名を停止することができる。

(入札に関する事務取扱)

第17条 男鹿地区消防一部事務組合工事等の発注に当たっての入札の事務の取扱等については、別に定める。

(庶務)

第18条 資格審査委員会及び指名審査委員会の庶務は、総務課において行うものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は平成15年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は令和5年4月1日から施行する。